

秋田市 農林部だより

第2号

編集発行 秋田市農林部農林総務課

住所 秋田市八橋本町六丁目12-1

TEL (018)866-2115

FAX (018)864-4408

暴風被害の復旧支援対策について

4月3日から4日にかけて発生した暴風により、被害を受けた農業生産施設、農作物および漁船・漁具等の復旧を支援します。

◇復旧のための助成制度

○農業生産施設の復旧に対する助成

水稻育苗ハウス、園芸用ハウス、畜舎等の復旧費用（消費税を除く。）の2/3以内を助成します。

〈主な条件〉

- ・ビニールのみ破損は、対象となりません。
- ・パイプハウスの助成対象面積は、被害面積を上限とします。
また、助成対象事業費は、助成対象面積に標準単価を乗じた額を上限とします。
- ・助成対象事業費が10万円以上のものが対象となります。
- ・復旧事業費から農業共済金等を減じた額を限度として助成します。

○再作付けに必要な種苗購入に対する助成

農作物の再作付けのための種苗購入費（消費税を除く。）の1/3以内を助成します。

〈主な条件〉

- ・助成対象面積は、被害面積を上限とします。
なお、被害面積が100㎡未満の場合は、対象となりません。
- ・助成対象事業費は、助成対象面積に標準単価を乗じた額を上限とします。

●申請書配付・提出期間 平成24年5月14日～平成24年6月29日

●申請書の配付場所・提出先

- ①JA組合員 営農センター、追分・南・雄和グリーンセンター
北支店・西支店地域の方は、最寄りのグリーンセンター
河辺支店地域の方は、河辺市民サービスセンター
- ②集荷業者登録の方 菊長商事、出羽日紅、田口商店、山源商店
- ③それ以外の方 農業農村振興課、河辺・雄和市民サービスセンター産業建設担当

●申請には、復旧費用の見積書・納品書・請求書・領収書等が必要となります。
また、被災状況および復旧後の写真がある場合は、申請の際に添付してください。

詳しくは、農業農村振興課
園芸振興センター

TEL 866-2116
TEL 866-2518まで

◇復旧のための資金制度

○秋田県暴風被害復旧支援資金

農業施設又は漁船・漁具の復旧のための資金、再生産に必要な運転資金を融資します。融資の申込みについては、J A新あきた、漁協、銀行等の各支店へご相談ください。

- ・融資対象者 農業者、漁業者（法人・任意団体を含む）
- ・融資限度額 個人500万円、法人1,000万円
- ・貸付利率 無利子（市が農家負担分を助成）
- ・償還期間 10年以内（据置1年以内）
- ・債務保証料 市が全額助成
- ・取扱期間 平成24年5月1日～平成24年11月30日

○秋田市農業経営安定資金(暴風被害復旧資金)

農業施設の復旧に要する資金を融資します。融資の申込みについては、J A新あきた各支店へご相談ください。

- ・融資対象者 J A新あきた組合員
- ・融資限度額 個人500万円、法人1,000万円
- ・貸付利率 無利子（市が農家負担分を助成）
- ・償還期間 5年以内（据置1年以内）
- ・債務保証料 市が全額助成
- ・取扱期間 平成24年11月30日まで

●融資機関および保証機関の審査により、融資のご希望に添えない場合があります。

詳しくは、農林総務課企画・管理担当 TEL 8 6 6 - 2 1 1 5 まで

◇被災したハウスのビニール処理

市が、パイプハウスのビニール処理費用を全額負担します。収集場所は、J A新あきたの施設を予定していますが、詳細については、後日J Aや集荷業者等を通じてお知らせします。

- ・収集物 被災したパイプハウスの被覆ビニール（収集物以外は引き受けしません。）
- ・収集日 6月中旬頃を予定

詳しくは、農業農村振興課 TEL 8 6 6 - 2 1 1 6
園芸振興センター TEL 8 6 6 - 2 5 1 8 まで